

# 令和5年度 杉並区総合教育会議 次第

令和5年7月12日  
午前10時00分から  
第3・4委員会室

1 開会

2 区長挨拶

3 教育長挨拶

4 議題

- ・ 区立学校等の安全点検及び今後の安全管理について
- ・ 子どもの権利擁護に関する取組について

5 閉会

<資料>

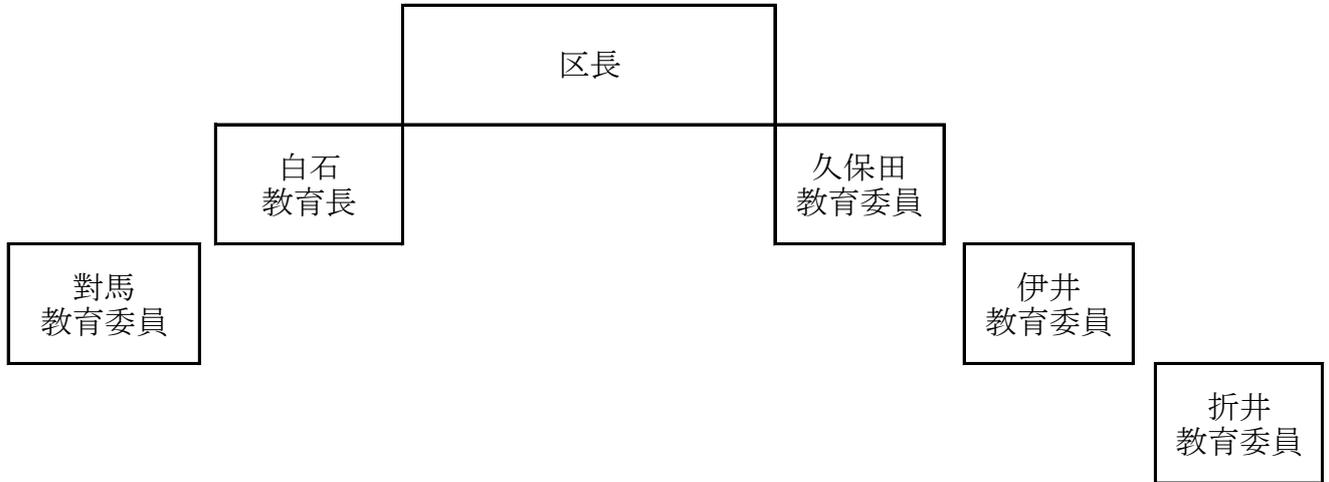
- 1 杉並区総合教育会議 委員名簿
- 2 席次表
- 3 区立学校等の安全点検及び今後の安全管理について
- 4 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について
- 5 参考資料 本日の意見交換の主な視点

杉並区総合教育会議 委員名簿

令和5年7月12日現在

区分	職名	氏名
杉並区	区長	岸本 聡子
杉並区 教育委員会	教育長	白石 高士
	委員	對馬 初音
	委員	久保田 福美
	委員	伊井 希志子
	委員	折井 麻美子

# 総合教育会議 席次表



生涯学習 担当部長	教育政策 担当部長	庶務課長	教育委員会 次長兼務 学校整備 担当部長	副区長	総務部長	総務課長	
済美教育 センター 統括指導主事	済美教育 センター 所長	学校整備 担当課長	学校整備 課長	政策経営 部長	企画課長	子ども家庭 部長	子ども政策 担当課長

## 区立学校等の安全点検及び今後の安全管理について

区立小学校校庭での釘による事故の発生を受けて、緊急安全対策として行った委託業者による金属探知機を用いた区立学校の校庭調査の結果及び子供園において行う委託業者による金属探知機を用いた園庭調査について、ご報告します。

また、今後の学校の安全管理や事故の報告方法について見直しを行いましたので、以下のとおりご報告します。

### 1 区立学校の校庭調査

#### (1) 実施対象施設

小学校・中学校・済美養護学校・旧学校 63 施設

#### (2) 実施内容

ア 実施期間 令和5年5月17日(水)～6月29日(木)

イ 契約額 ¥43,659,000円(税込)

(=1施設あたり¥693,000円(税込)×63施設)

#### (3) 調査結果

発見・除去数 11,877点 (内訳 釘・ピン 9,518点、その他 2,359点)

※ 教職員により実施していた「学校等(子供園を含む。)の自主点検による除去数」との合計の発見・除去数は、15,024点 (内訳 釘・ピン 12,665点、その他 2,359点)です。

※ 施設別の内訳は、別紙をご覧ください。

### 2 子供園の園庭調査

#### (1) 実施対象施設

子供園4園(下高井戸、堀ノ内、高井戸西、西荻北)

※高円寺北子供園は区立学校の校庭調査により実施。

成田西子供園(令和元年移転)は人工芝のため対象外。

#### (2) 実施内容

ア 実施期間 令和5年7月5日(水)～8月4日(金)

イ 契約額 ¥792,000円(税込)

(=1園あたり¥198,000円(税込)×4園)

#### (3) 調査結果の公表

全4園の調査が完了次第、速やかに区公式ホームページによりお知らせします。

### 3 安全管理の徹底

#### (1) 安全管理及び安全点検

##### ア 施設・用具、遊具等の安全確認及び適切な管理

幼児・児童・生徒が授業等で使用する施設・用具だけでなく、校舎・園庭内外にある施設・設備等の安全確認を適切に行うため、各学校・園において、安全点検を行う際に使用するチェックリストに、校庭・園庭に釘等の危険物がないか確認する項目を設けました。

##### イ 「杉並区立学校（園）危機管理マニュアル」の改訂

###### (ア) 施設点検チェックリストの「点検項目 例」への追記

「校庭、園庭、運動場等」の項目に「危険物（ガラス、石、くぎなど）がないか。」を追記しました。

###### (イ) 教科学習時の安全指導の追記

小学校体育科及び中学校保健体育科において、安全面の配慮事項を追記しました。

#### (2) ラインマーカの使用

学校・園並びに校庭を使用する団体等へ、次の内容について周知しました。

##### ア 校庭・園庭でラインマーカを設置する際には、棒状の釘は使用しない。

##### イ 校庭・園庭にU字型のピンなどを用いてラインマーカを設置する際には、事前に数量を確認し、使用後には確実に数量を確認して除去する。

### 4 事故の報告方法の変更

#### (1) 学校から教育委員会への報告

必要事項を記載したものを複数の部署宛てにファクシミリで報告を行っていましたが、電子メールにより一度に複数の部署へ報告できるように改善し、迅速に情報共有を図れるようにしました。

#### (2) 教育委員会から区長部局への報告

区長部局へ報告する際の基準が明確でなかったため、次に記載の5項目に該当する事故の場合は、全て教育委員会から区長部局の危機管理室へ報告し、確実に情報共有を図るようにいたしました。

- ・施設上の瑕疵による事故
- ・交通事故
- ・救急搬送した事故
- ・加害者の関わりのある事故
- ・教職員の監督不行き届きによる事故

## 区立学校等校庭(園庭)自主点検・外部委託による調査の実施結果

除去数の単位:点

	施設名	学校等の自主点検による除去数 ※1			委託業者の金属探知機を用いた調査による除去数(5月17日～6月29日)				合計 ①+②
		～6月23日 正午まで※2	6月23日正午から 6月28日まで	①小計	釘・ピン	その他 ※3	②小計	調査実施日	
1	杉並第一小学校	2	0	2	287	64	351	6月26日	353
2	杉並第二小学校	2		2	2	15	17	6月18日	19
3	杉並第三小学校	27		27	69	42	111	5月24日	138
4	杉並第六小学校	9		9	22	61	83	6月7日	92
5	杉並第七小学校	9		9	385	36	421	6月17日	430
6	杉並第九小学校	15	0	15	92	9	101	6月29日	116
7	杉並第十小学校	14		14	157	16	173	5月30日	187
8	西田小学校	132	0	132	269	78	347	6月28日	479
9	東田小学校	3		3	405	12	417	6月6日	420
10	馬橋小学校	31		31	121	0	121	5月20日	152
11	桃井第一小学校	60		60	313	82	395	5月30日	455
12	桃井第二小学校	20		20	95	0	95	5月26日	115
13	桃井第三小学校	43		43	108	13	121	5月26日	164
14	桃井第四小学校	2		2	169	27	196	5月31日	198
15	桃井第五小学校	0		0	5	11	16	6月13日	16
16	四宮小学校	122		122	744 ※4	59	803	5月20日	925
17	荻窪小学校	549		549	25	0	25	5月17日	574
18	井荻小学校	30		30	72	37	109	6月4日	139
19	杳掛小学校	54		54	106	24	130	6月16日	184
20	高井戸小学校	0	0	0	92	6	98	6月27日	98
21	高井戸第二小学校	16	0	16	73	14	87	6月25日	103
22	高井戸第三小学校	3		3	63	3	66	5月17日	69
23	高井戸第四小学校	46		46	185	84	269	5月21日	315
24	松庵小学校	101		101	65	0	65	5月18日	166
25	浜田山小学校	86		86	265	76	341	5月25日	427
26	富士見丘小学校	43		43	171	63	234	6月19日	277
27	大宮小学校	38		38	28	0	28	6月20日	66
28	堀之内小学校	124		124	120	16	136	6月5日	260
29	和田小学校	1		1	211	94	305	6月18日	306
30	方南小学校	108		108	428	2	430	5月18日	538
31	済美小学校	23		23	9	26	35	6月15日	58
32	八成小学校	17	0	17	243	135	378	6月27日	395
33	三谷小学校	103		103	105	4	109	6月21日	212
34	松ノ木小学校	29		29	200	17	217	6月16日	246
35	高井戸東小学校	56		56	218	153	371	5月24日	427
36	久我山小学校	199		199	230	112	342	5月31日	541
37	天沼小学校	3		3	24	34	58	6月6日	61
38	永福小学校	65		65	145	66	211	5月21日	276

	施設名	学校等の自主点検による除去数 ※1			委託業者の金属探知機を用いた調査による除去数(5月17日～)				合計 ①+②
		～6月23日 正午まで※2	6月23日正午から 6月28日まで	①小計	釘・ピン	その他 ※3	②小計	調査実施日	
39	高南中学校	13		13	251	128	379	6月1日	392
40	杉森中学校	52	0	52	267	2	269	6月24日	321
41	阿佐ヶ谷中学校	0		0	56	9	65	6月8日	65
42	東田中学校	8	0	8	32	37	69	6月28日	77
43	松溪中学校	0		0	2	11	13	6月13日	13
44	天沼中学校	23		23	73	81	154	6月23日	177
45	東原中学校	90	0	90	38	60	98	6月30日	188
46	中瀬中学校	7		7	34	56	90	6月19日	97
47	井萩中学校	65		65	379	4	383	6月4日	448
48	井草中学校	96		96	30	2	32	6月20日	128
49	荻窪中学校	40		40	142	33	175	6月21日	215
50	神明中学校	26		26	71	129	200	5月28日	226
51	宮前中学校	16		16	299	21	320	6月7日	336
52	富士見丘中学校	19	0	19	142	14	156	6月17日	175
53	高井戸中学校	87		87	228	4	232	6月8日	319
54	向陽中学校	120		120	54	35	89	5月28日	209
55	松ノ木中学校	13		13	81	54	135	5月27日	148
56	大宮中学校	0	0	0	17	21	38	6月26日	38
57	泉南中学校	41		41	62	39	101	5月27日	142
58	和田中学校	4		4	148	38	186	6月5日	190
59	西宮中学校	36		36	53	21	74	6月23日	110
60	杉並和泉学園	46		46	27	6	33	6月1日	79
61	高円寺学園 ※5	0	0	0					0
62	済美養護学校	0		0	0	34	34	6月10日	34
63	旧杉並第四小学校 ※6	23		23	166	5	171	5月25日	194
64	旧若杉小学校				545	24	569	6月10日	569
65	下高井戸子供園	1	0	1			※7		1
66	堀ノ内子供園	43	0	43			※7		43
67	成田西子供園 ※5	0	0	0					0
68	高井戸西子供園	16	0	16			※7		16
69	西荻北子供園	77	0	77			※7		77
	合計 (釘・ピン)	3147	0	3,147 (3,147)	9,518 (9,518)	2,359	11,877		15,024 (12,665)
	実施済施設数		68			63			
	発見有施設数		60			63			

※1 教職員等が金属探知機を用いた自主点検を行い、除去した数を含んでいます。また、委託業者による調査が終了次第、自主点検を終了します。

※2 この列に5月12日に「区立小学校校庭でラインマーカーとして使用されたと思われる釘により児童が負傷した事故について」でお知らせしている緊急安全点検の結果を含んでいます。

※3 「その他」は、缶類やパイプ類などの金属ごみを指しています。

※4 四宮小学校の釘・ピン744本のうち釘580本は地中一箇所にまとまって発見されました。

※5 高円寺学園及び成田西子供園の校庭(園庭)は人工芝のため、委託業者による金属探知機を用いた調査は行いません。

※6 旧杉並第四小学校調査分には、高円寺北子供園の園庭を含んでいます。

※7 子供園の委託業者による金属探知機を用いた園庭調査については、調査完了後、改めてお知らせします。

## 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組について

基本構想では8つの分野ごとの将来像を描いており、子ども分野では「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を掲げたところである。

その実現に向けて、本区における子どもの権利擁護をより一層推進する必要があるため、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」及び令和5年4月に施行された子ども基本法第3条に定められた基本理念を踏まえ、以下のとおり、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」（以下、「条例」という。）の制定に向けた取組を進める。

### 1 検討の進め方

#### (1) 「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」の設置

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例（杉並区条例第21号）に基づき、区長の諮問に応じて条例の制定に向けた検討に関して必要な事項を調査・審議する「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。

##### ○審議会委員の構成

公募区民、関係団体が推薦する者、学識経験者・弁護士、その他区長が認める者15人以内

#### (2) 区民等意見反映のための取組

子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなどについて、区民や有識者、子どもからの意見を幅広く反映させるため、次の取組を行う。

- ① 子どもからの意見聴取
- ② 子どもに関係する施設・団体等への説明
- ③ 広報すぎなみ及び区ホームページ等での情報発信
- ④ 杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続 等

特に子どもからの意見聴取については、子ども基本法第11条に基づき、子どもたち自身が直接意見を表明する機会を設けることとする。

#### (3) 庁内各課への情報共有及び連携

子どもの権利擁護に関する施策を総合的かつ一体的に推進していく必要があること、また、子どもに関する施策・事業に関連する所管が広範にわたることから、条例の検討経過や審議会での議論等については、庁内各課に対して適宜情報共有するとともに、必要に応じて連携を図っていくこととする。

## 2 今後の主なスケジュール(予定含む)

- 令和5年7月20日 ○高円寺学園中等部で「杉並区教育ビジョン2022」の理解促進及び杉並区の子どもの権利についての意見交換会を実施  
～7月11日に桃井第五小学校6年3組で同様の意見交換会を実施済み。2学期以降も、希望のあった小・中学校で意見交換会を実施
- 8月26日 ○中高生世代ワークショップ開催  
～以降、対象となる子どもや年齢を変えて年度内に2回開催予定
- 8月28日 ○第1回審議会開催(令和6年6月までに計7回開催予定)  
～その他委員による子どもからの意見聴取や視察を実施予定
- 令和6年6月 ○審議会答申
- 9月 ○令和6年第3回定例会に条例骨子案を報告
- 10月 ○区民等の意見提出手続
- 令和7年2月 ○令和7年第1回定例会に条例案を提出
- 4月 ○条例施行

本日の意見交換の主な視点

**1 より多くの意見を**

- 学校等でのより多くの子どもから意見聴取を行っている事例
- 子どもの意見の生かし方、社会の一員であるという当事者意識の醸成

**2 様々な立場・環境への配慮**

- 意見を言うことやまとめることが得意ではない子どもへの対応
- 意見や発言者の偏りへの対応
- 意見をいう際の子どもの生活環境等への配慮が必要な場合の対応

**3 本音で語り合う**

- 意見を言ってもらうための大人からの情報発信・伝達のあり方
- 子どもが「意見をいう力」や「他者の意見を聴く力」の引き出し方

※ その他、上記をお話いただいた背景となる子どもの生活環境の現状など

■子どもの現状

- ・子どもの価値観の変化
- ・デジタル化の進展とコミュニケーションの変化
- ・ネット（メディア）リテラシー
- ・人生100年時代の中での子どもたちの将来展望

■大人の現状

- ・「権利を保障する側」である大人の質・量
  - ・デジタル技術の活用実態
  - ・意見を受け止める体制や能力、意見表明機会の確保
- など